

浜松医科大学宿舎施設及び事業者提案施設等事業

募集要項

平成 31 年 2 月

国立大学法人 浜松医科大学

目次

1. 事業概要	3
1-1. 事業の概要	3
1-2. その他事業概要に関する事項	8
2. 提案応募者の備えるべき参加資格	9
2-1. 提案応募者の備えるべき参加資格	9
2-2. 評価事項に掲げる基準	12
3. 応募に際しての留意事項	12
3-1. 前提条件	12
3-2. 募集要項等の承諾	12
3-3. 費用負担	12
3-4. 提出書類の取扱い	12
3-5. 本学からの提示資料の取扱い	12
3-6. 提案応募者の複数提案の禁止	12
3-7. 提出書類の変更等の禁止	13
3-8. 使用言語及び通貨	13
4. 応募書類の交付・提出期限，提出場所及び方法等	13
4-1. 交付日時	13
4-2. 交付場所及び問い合わせ先	13
4-3. 提出期限	13
4-4. 提出場所	13
4-5. 提出方法	13
4-6. 提案応募辞退の場合の届	13
4-7. 選定のスケジュール	13
5. 提案応募書類	13
5-1. 提案募集書類の提出	13
6. 募集要項に対する問い合わせ方法等	14
6-1. 問い合わせについて	14
6-2. 質疑書の提出期限，場所及び方法	14
6-3. 前記6-2. 質疑書に対する回答日時及び方法	14
6-4. 前記6-3. ②の質疑回答書の閲覧期間及び場所	14
7. 優先交渉権者の選定・通知等	14
7-1. 優先交渉権者の選定	14
7-2. 非特定理由に対する質疑書の提出期限，場所及び方法等	15
8. 事業契約に関する事項	15
8-1. 事業契約の締結	15
8-2. 契約保証金	15
8-3. 事業契約事業者の権利義務の譲渡等に関する制限	15
8-4. 本学と実施事業者の責任分担	16
8-5. 事業契約事業者が付保すべき保険	16
8-6. その他の支援に関する事項	16
9. その他	16

- 別紙 1. リスク分担表
- 別紙 2. 事業スキーム図
- 附属資料 1. 宿舎施設に関する要求水準書
- 附属資料 2. 事業者提案施設等に関する要求水準書
- 附属資料 3. 事業者特定基準
- 附属資料 4. 基本協定書（案）
- 附属資料 5. 宿舎施設個別事業契約書（案）
- 附属資料 6. 事業者提案施設等個別事業契約書（案）
- 附属資料 7. 様式集
- 別添資料 1. 計画地位置図
- 別添資料 2. 宿舎施設計画地現況図
- 別添資料 3. 事業者提案施設計画地現況図
- 別添資料 4. 職員用平面駐車場計画地現況図
- 別添資料 5. 地下埋設物位置図（外灯）
- 別添資料 6. B 立体駐車場地盤調査資料
- 別添資料 7. 医大宿舎地盤調査資料
- 別添資料 8. 浜松医科大学各種関連データ
- 別添資料 9. 医大宿舎 H 棟・ I 棟・ J 棟・ K 棟設計図等
- 別添資料 10. 半田山宿舎 1 号棟・ 2 号棟・ 3 号棟設計図等
- 別添資料 11. 既存配管図（雨水排水・一般排水・市水・ガス）
- 別添資料 12. 既存駐輪場配置図・平面図等

国立大学法人浜松医科大学（以下「本学」という。）における提案募集は、公告に定めるもののほか、この募集要項（以下「本募集要項」という。）によるものとする。

なお、「浜松医科大学宿舍施設及び事業者提案施設等事業」において、本学に提案応募をした者の内から優先交渉権者を決めるものではあるが、優先交渉権者と契約の協議を行うものであり、当該優先交渉権者との契約を約束するものではない。

従って、当該優先交渉権者との契約は、国立大学法人浜松医科大学会計規則等に基づいて協議するものとし、別に契約手続きを行うものであることを承知のうえで提案すること。

1. 事業概要

1-1. 事業の概要

1) 事業名

浜松医科大学宿舍施設及び事業者提案施設等事業

2) 事業内容

本事業は、宿舍施設、事業者提案施設、駐輪場（駐輪場の移設を含む）・バイク置場・植栽帯、医大宿舍H棟・I棟・J棟・K棟・ポンプ室の解体、半田山宿舍1号棟・2号棟・3号棟・ポンプ室・受水槽の解体、公園遊具の撤去及び半田山宿舍解体跡地に整備する職員用平面駐車場（以下「提案施設」という。）に係る整備及びその後の維持管理及び運営業務について、本学が提案募集する公告に基づき本募集要項の定めに従って、サービス対価や事業に関する提案を受け、本事業を行う者として選定された事業者（以下「優先交渉権者」という。）又は優先交渉権者グループが、自らの資金で下記の事項を実施する。

- ・医大宿舍H棟・I棟・J棟・K棟・ポンプ室の解体に係る設計及び解体整備を行う。
- ・宿舍施設（職員用）は、設計及び整備を行った後に維持管理・運営業務を40年間行い、事業完了後に本学へ所有権を移転するBOT方式（Build, Operate, Transfer）により実施する。
- ・宿舍施設（留学生・研修医用）は、設計及び整備を行った後に本学へ所有権を移転し、維持管理・運営業務を40年間行うBTO方式（Build, Transfer, Operate）により実施する。
- ・事業者提案施設、A駐車場南側及びB駐車場北側にて整備する駐輪場（駐輪場の移設を含む）・バイク置場・植栽帯（以下「付属施設」という。）は、設計及び整備を行った後に維持管理及び運営業務を20年間行い、事業完了後に本学へ所有権を移転するBOT方式（Build, Operate, Transfer）により実施する。
- ・宿舍施設（職員用2棟）の整備後に半田山宿舍1号棟・2号棟・3号棟・ポンプ室・受水槽の解体、公園遊具の撤去に係る設計及び解体整備を行う。
- ・半田山宿舍解体跡地に整備する職員用平面駐車場は、設計及び整備を行った後に維持管理・運営業務を20年間行い、事業完了後に本学へ所有権を移転するBOT方式（Build, Operate, Transfer）により実施する。

本事業は、優先交渉権者又は優先交渉権者グループが負担する提案施設の設計、整備、維持管理・運営業務について、原則的に提案施設の利用者から徴収する料金に係る費用により賄う事業としての実施を前提とする。【別紙2】事業スキーム図参照。

ただし、宿舍施設（留学生・研修医用）については、本学が建設一時金として65,000千円を負担し、留学生及び研修医に対する家賃等の低減を図るものとする。

対象となる事業の期間や範囲は次のとおりであり、具体的な業務の範囲及び内容については要求水準書に示す。

3) 事業期間（予定）

<整備に関する事業期間>

- ・事業契約日～2019年9月末まで：医大宿舍H棟・I棟・J棟・K棟・ポンプ室の解体
- ・事業契約日～2020年3月末まで：宿舍施設（留学生・研修医用1棟）の整備
- ・事業契約日～2020年3月末まで：事業者提案施設及び付属施設の整備
- ・事業契約日～2020年6月末まで：宿舍施設（職員用2棟）の整備
- ・宿舍施設（職員用2棟）の整備後～2020年12月末まで：宿舍施設（職員用2棟）の整備後に半田山宿舍1号棟・2号棟・3号棟・ポンプ室・受水槽の解体、公園遊具の撤去及び職員用平面駐車場の整備

<維持管理・運營業務に関する事業期間>

- ・ 宿舍施設（留学生・研修医用 1 棟）：整備完了後供用開始日から 40 年間
- ・ 事業者提案施設及び付属施設：整備完了後供用開始日から 20 年間
- ・ 宿舍施設（職員用 2 棟）：整備完了後供用開始日から 40 年間
- ・ 半田山宿舍解体後に整備する職員用平面駐車場：整備完了後供用開始日から 20 年間

不測の事象により整備が遅れた場合は本学と協議の上、提案施設（解体・撤去を除く）の引き渡しを受けた日から 40 年間又は 20 年間とする。

4) 事業の範囲

①提案施設の設計業務

- ・ 事前調査及びその関連業務
- ・ 宿舍施設, 事業者提案施設, 付属施設及びこれに附帯する設備及び工作物に係る計画・設計
- ・ 既存医大宿舍 H 棟・ I 棟・ J 棟・ K 棟・ポンプ室の解体に係る計画・設計
- ・ 既存半田山宿舍 1 号棟・ 2 号棟・ 3 号棟・ポンプ室・受水槽の解体, 公園遊具の撤去及び職員用平面駐車場の整備（職員用駐車場のカーゲート装置（1 か所）等を含む）に係る計画・設計
- ・ 周辺家屋影響調査
- ・ 電波障害調査（電波障害が発生した場合の対策を含む）
- ・ 建設工事開始までに必要な関連手続き（各種申請業務等）
- ・ その他これらを実施する上で必要な関連業務

②提案施設の整備業務

- ・ 医大宿舍 H 棟・ I 棟・ J 棟・ K 棟・ポンプ室の解体（既存杭はそのまま）及び整地
- ・ 宿舍施設（留学生・研修医用 1 棟）の整備及び周辺環境整備
- ・ 事業者提案施設, 付属施設の整備及び周辺環境整備
- ・ 宿舍施設（職員用 2 棟）の整備及び周辺環境整備
- ・ 半田山宿舍 1 号棟・ 2 号棟・ 3 号棟・ポンプ室・受水槽の解体（既存杭はそのまま）, 公園遊具の撤去及び職員用平面駐車場の整備（職員用駐車場のカーゲート装置（1 か所）等を含む）
- ・ 工事監理業務
- ・ 近隣対応, 対策
- ・ 提案施設の運用開始までに必要な関連手続き（各種申請業務等）
- ・ その他これらを実施する上で必要な関連業務

③提案施設の維持管理・運營業務

- ・ 宿舍施設（留学生・研修医用 1 棟）の維持管理・運営
- ・ 事業者提案施設及び付属施設の維持管理・運営
- ・ 宿舍施設（職員用 2 棟）の維持管理・運営
- ・ 半田山宿舍解体後に整備する職員用平面駐車場（職員用駐車場のカーゲート装置（1 か所）等を含む）の維持管理・運営

5) 事業スケジュール（予定）

①設計, 建設期間

- ・ 医大宿舍 H 棟・ I 棟・ J 棟・ K 棟・ポンプ室の解体については, 2019 年 9 月末までに完了できる期間で優先交渉権者の提案による。
- ・ 宿舍施設（留学生・研修医用 1 棟）の整備については, 2020 年 3 月末までに供用開始が可能な期間で優先交渉権者の提案による。
- ・ 事業者提案施設及び付属施設の整備については, 2020 年 3 月末までに供用開始が可能な期間で優先交渉権者の提案による。
- ・ 宿舍施設（職員用 2 棟）の整備については, 2020 年 6 月末までに供用開始が可能な期間で選定事業者の提案による。
- ・ 半田山宿舍 1 号棟・ 2 号棟・ 3 号棟・ポンプ室・受水槽の解体, 公園遊具の撤去及び職員用平面駐車場の整備については, 宿舍施設（職員用 2 棟）の整備後 2020 年 12 月末までに供用開始が可能な期間で優先交渉権者の提案による。

②供用開始日

- ・ 宿舍施設（留学生・研修医用 1 棟）は、2020 年 4 月 1 日を予定している。
- ・ 事業者提案施設及び付属施設は、2020 年 4 月 1 日を予定している。
- ・ 宿舍施設（職員用 2 棟）は、2020 年 7 月 1 日を予定している。
- ・ 半田山宿舍解体後に整備する職員用平面駐車場は、2021 年 1 月 4 日を予定している。

③維持管理・運營業務期間

- ・ 宿舍施設（留学生・研修医用 1 棟）は、整備完了後供用開始日から 40 年間とする。
- ・ 事業者提案施設及び付属施設は、整備完了後供用開始日から 20 年間とする。
- ・ 宿舍施設（職員用 2 棟）は、整備完了後供用開始日から 40 年間とする。
- ・ 半田山宿舍解体後に整備する職員用平面駐車場は、整備完了後供用開始日から 20 年間とする。
- ・ 上記の日程については、提案施設の整備に係る自治体等との諸手続きにより変わる可能性があり、変更する場合は随時本学と協議を行うものとする。また、供用開始日が前倒しとなる場合の事業終了日は、本学と協議を行うものとする。

6) 公共施設等の立地及び規模

①立地に関する事項

- ・ 宿舍施設整備場所
静岡県浜松市東区半田山二丁目 6 番地 8 号, 9 号, 10 号, 11 号（本学構内）
- ・ 事業者提案施設整備場所
静岡県浜松市東区半田山一丁目 20 番地 1 号（本学構内）
- ・ 半田山宿舍解体後に整備する職員用平面駐車場整備場所
静岡県浜松市東区半田山一丁目 20 番地 11 号, 12 号, 13 号（本学構内）
- ・ 全体敷地面積：300,615 m²
- ・ 整備計画対象範囲：別添資料 1 参照
- ・ 用途地域：第 1 種中高層住居専用地域, 第 2 種中高層住居専用地域
- ・ 建ぺい率：70%（角地緩和）, 容積率：200%

②施設に関する事項

< 宿舍施設（留学生・研修医用 1 棟） >

- ・ 戸数は、1K（28 m²程度）12 戸以上、2LDK（55 m²程度）12 戸以上を確保する。
- ・ 留学生は 1K への入居を原則とし、研修医は 2LDK への入居を原則とする。
- ・ 構造は、鉄筋コンクリート造（壁式含む）、重量鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とする。
- ・ 規模は、3 階建て（建築基準法に基づいた延べ床面積 1,200 m²程度）とする。
- ・ 整備計画対象範囲は、別添資料 1 を参照すること。
- ・ エントランス機能として、1 階にエントランススペース及びメールボックスを配置する。
- ・ 1K の間取りは、玄関（下足箱付）、洋室 1 室（14 m²程度）、キッチン、トイレ、洗面所、ユニットバス、クロゼットを配置する。
- ・ 2LDK の間取りは、玄関（下足箱付）、洋室 2 室（11 m²程度/9 m²程度）、LDK1 室（18 m²程度）、トイレ、洗面所、ユニットバス、クロゼット、ウォークインクロゼットを配置する。
- ・ ライフラインは、電気・水道・都市ガス・排水・雨水の 5 系統とし、既存設備を更新する。
- ・ 附帯設備として、エレベーターを 1 台設置する。
- ・ インターネット環境として、無線 LAN 環境を構築する。
- ・ 施設周辺の環境整備及び駐車場（8 台分）・駐輪場の整備を実施する。
- ・ 1K 用 設 備：洋室（1 室）にエアコンを設置する。
キッチンに流し台（L=1200）及びガス台を設置する。
洗面所に洗面化粧台及び洗濯機パンを設置する。
給湯設備を設置し、ユニットバス、流し台及び洗面化粧台に供給する。
トイレは、洋式とする。
24 時間換気システムを設置する。
- ・ 1K 用 什 器：ベッド 1 台、テーブル 1 個、書棚 1 個、照明器具（全室）、洗濯機 1 台、冷蔵庫 1 台、グリル付ガステーブル 1 台を設置する。

- ・2LDK 用設備：LDK（1 室）にエアコンを設置する。
キッチンに流し台（L=1950）及びガス台を設置する。
洗面所に洗面化粧台及び洗濯機パンを設置する。
給湯設備を設置し、ユニットバス、流し台及び洗面化粧台に供給する。
トイレは、洋式とする。
24 時間換気システムを設置する。
- ・2LDK 用什器：照明器具（全室）を設置する。
※設備及び什器は、定期的な更新又は修繕を行うものとする。

<事業者提案施設及び附属施設>

- ・事業内容は、100 円ショップ、カフェ、ファストフード、薬局など（2 店舗運営を想定）＋本学利用スペース（会議室など）とする。…別添資料 8 参照
- ・構造は、鉄筋コンクリート造（壁式含む）、重量鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とする。
- ・規模は、2 層以上とする。
 - 事業者提案スペース 300 m²以上
 - 本学利用スペース 300 m²以上
- ・整備計画対象範囲は、別添資料 1 を参照すること。
- ・エントランス機能として、2 階にエントランススペースを配置する。
- ・事業者提案スペースの間取りは、2 店舗が運営できる配置とする。
- ・本学利用スペースの間取りは、会議室などのスペースを 3 室確保する。
- ・トイレは各階に設置する。
- ・防災倉庫を 1 室確保する。
- ・ライフラインは、電気・水道・汚水・雑排水・雨水の 5 系統とし、既存設備に接続する。
- ・附帯設備として、障がい者対応エレベーターを 1 台設置する。
- ・インターネット環境として、無線 LAN 環境を構築する。
- ・施設周辺的环境整備及び附属施設の整備を実施する。
- ・設備：全室にエアコン・換気設備及び照明設備を設置する。
- ・什器：本学利用スペースの会議室などに会議テーブル・椅子及び A V 設備を設置する。

<宿舍施設（職員用単身タイプ 1 棟）>

- ・戸数は、1K（30 m²程度）80 戸以上を確保する。
- ・構造は、鉄筋コンクリート造（壁式含む）、重量鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とする。
- ・規模は、4 階建て（建築基準法に基づいた延べ床面積 2,500 m²程度）とする。
- ・整備計画対象範囲は、別添資料 1 を参照すること。
- ・エントランス機能として、1 階にエントランススペース及びメールボックスを配置する。
- ・1K の間取りは、玄関（下足箱付）、洋室 1 室（14 m²程度）、キッチン、トイレ、洗面所、ユニットバス、クロゼットを配置する。
- ・ライフラインは、電気・水道・都市ガス・排水・雨水の 5 系統とし、既存設備を更新する。
- ・附帯設備として、エレベーターを 1 台設置する。
- ・インターネット環境として、無線 LAN 環境を構築する。
- ・施設周辺的环境整備及び駐車場（38 台分）・駐輪場の整備を実施する。
- ・1 K 用 設 備：洋室（1 室）にエアコンを設置する。
キッチンに流し台（L=1200）及びガス台を設置する。
洗面所に洗面化粧台及び洗濯機パンを設置する。
給湯設備を設置し、ユニットバス、流し台及び洗面化粧台に供給する。
トイレは、洋式とする。
24 時間換気システムを設置する。
- ・1 K 用 什 器：照明器具（全室）を設置する。
※設備及び什器は、定期的な更新又は修繕を行うものとする。

<宿舍施設（職員用世帯タイプ 1 棟）>

- ・戸数は、2LDK（55 m²程度）40 戸以上を確保する。
- ・構造は、鉄筋コンクリート造（壁式含む）、重量鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とする。

- ・規模は、5階建て（建築基準法に基づいた延べ床面積 2,400 m²程度）とする。
- ・整備計画対象範囲は、別添資料 1 を参照すること。
- ・エントランス機能として、1階にエントランススペース及びメールボックスを配置する。
- ・2LDKの間取りは、玄関（下足箱付）、洋室 2 室（11 m²程度/9 m²程度）、LDK1 室（18 m²程度）、トイレ、洗面所、ユニットバス、クロゼット、ウォークインクロゼットを配置する。
- ・ライフラインは、電気・水道・都市ガス・排水・雨水の 5 系統とし、既存設備を更新する。
- ・附帯設備として、エレベーターを 1 台設置する。
- ・インターネット環境として、無線 LAN 環境を構築する。
- ・施設周辺の環境整備及び駐車場（36 台分）・駐輪場の整備を実施する。
- ・2LDK 用設備：LDK（1 室）にエアコンを設置する。
 - キッチンに流し台（L=1950）及びガス台を設置する。
 - 洗面所に洗面化粧台及び洗濯機パンを設置する。
 - 給湯設備を設置し、ユニットバス、流し台及び洗面化粧台に供給する。
 - トイレは、洋式とする。
 - 24 時間換気システムを設置する。
- ・2LDK 用什器：照明器具（全室）を設置する。
- ※設備及び什器は、定期的な更新又は修繕を行うものとする。

<半田山宿舎解体跡地に整備する職員用平面駐車場>

- ・整備駐車台数は、半田山宿舎エリアにおいて 75 台以上の駐車場増加とする。現状の駐車台数が 55 台であるため、総数としては 130 台以上となる。
- ・構造は、平面駐車場（アスファルト舗装）とする。
- ・整備計画対象範囲は、別添資料 1 参照すること。
- ・駐車スペースの規格は、一般車用 2.5m×5m以上、軽自動車用 2.3m×4m程度とする。
- ・駐車スペースは、静岡県及び浜松市の関連条例の基準を満たすこと。

<医大宿舎解体 5 棟>

- ・医大宿舎 H 棟・I 棟・J 棟・K 棟・ポンプ室の解体（既存杭はそのまま）及び整地を実施する。
- ・医大宿舎 H 棟（解体）
 - 構造：鉄筋コンクリート造／規模：地上 5 階建て 延床面積：1,260 m²
- ・医大宿舎 I 棟（解体）
 - 構造：鉄筋コンクリート造／規模：地上 5 階建て 延床面積：478 m²
- ・医大宿舎 J 棟（解体）
 - 構造：鉄筋コンクリート造／規模：地上 5 階建て 延床面積：1,272 m²
- ・医大宿舎 K 棟（解体）
 - 構造：鉄筋コンクリート造／規模：地上 5 階建て 延床面積：1,260 m²
- ・ポンプ室（解体）
 - 構造：鉄筋コンクリート造／規模：地上 1 階建て 延床面積：12 m²
（地下受水槽 W3000×D9000×H2900）
- ・整備計画範囲は、別添資料 1 を参照すること。

<半田山宿舎解体 4 棟>

- ・半田山宿舎 1 号棟・2 号棟・3 号棟・ポンプ室・受水槽の解体（既存杭はそのまま）、公園遊具の撤去及び整地を実施するとともに、職員用平面駐車場の整備（職員用駐車場のカーゲート装置（1 か所）等を含む）を実施する。
- ・半田山宿舎 1 号棟（解体）
 - 構造：鉄筋コンクリート造／規模：地上 5 階建て 延床面積：1,108 m²
- ・半田山宿舎 2 号棟（解体）
 - 構造：鉄筋コンクリート造／規模：地上 5 階 延床面積：968 m²
- ・半田山宿舎 3 号棟（解体）
 - 構造：鉄筋コンクリート造／規模：地上 5 階 延床面積：956 m²

- ・ポンプ室（解体）
構造：鉄筋コンクリート造／規模：地上 1 階建て 延床面積：10.5 m²
- ・受水槽（解体）
FRP 製 1 層式受水槽 30m³ コンクリート基礎共
- ・半田山宿舍エリアの給排水・都市ガス管及び電気配線は全て撤去し、職員用平面駐車場用の屋外照明設備を設置する。
- ・整備計画対象範囲は、別添資料 1 を参照すること。

7) 事業に必要とされる根拠法令等

本業務の実施にあたっては、以下の法令等を遵守すること。

- ・建築基準法
- ・建設業法
- ・都市計画法
- ・景観法
- ・駐車場法
- ・道路法
- ・道路交通法
- ・消防法
- ・水道法，下水道法，水質汚濁防止法
- ・騒音規制法，振動規制法，大気汚染防止法
- ・高齢者，障害者等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- ・財政法
- ・会計法
- ・労働安全衛生法
- ・電気事業法
- ・地方自治法
- ・警備業法
- ・国立大学法人法
- ・静岡県福祉のまちづくり条例
- ・静岡県建築構造設計指針
- ・その他関連法令，条例，関係指針等
- ・国立大学法人浜松医科大学会計規則
- ・国立大学法人浜松医科大学工事請負契約等細則
- ・国立大学法人浜松医科大学物品供給契約等細則
- ・国立大学法人浜松医科大学契約事務取扱規程
- ・国立大学法人浜松医科大学不動産管理規程
- ・国立大学法人浜松医科大学不動産貸付要項
- ・国立大学法人浜松医科大学諸料金規程
- ・国立大学法人浜松医科大学外来者及び患者用駐車場管理規程

1 - 2. その他事業概要に関する事項

1) 優先交渉権者又は優先交渉権者グループの維持管理業務

①利用者からの料金徴収

- ・宿舍施設に係る賃料・共益費・駐車場代等の徴収及び入退去契約・手続きについては、優先交渉権者又は優先交渉権者グループが行うものとする。
- ・事業者提案施設に係る利用料等の徴収については、優先交渉権者又は優先交渉権者グループが行うものとする。
- ・半田山宿舍解体後に整備する職員用平面駐車場の出入口に設置するカーゲート機器は、本学職員等が使用するパスカード等で入出管理を行うことから、料金徴収機能がない機器を設置

することとなり、本業務にカーゲート機器の集金業務は発生しない。

②維持管理業務

- ・本事業による宿舍施設に係るメンテナンス、保守点検、修繕、定期的な更新・改修については、優先交渉権者又は優先交渉権者グループが行うものとする。
- ・本事業による事業者提案施設及び付属施設に係るメンテナンス、保守点検、修繕、定期的な更新・改修については、優先交渉権者又は優先交渉権者グループが行うものとする。
- ・半田山宿舍解体後に整備する職員用平面駐車場及び駐車場の出入り口に設置するカーゲート機器に係るメンテナンス、保守点検、修繕、定期的な更新・改修については、優先交渉権者又は優先交渉権者グループが行うものとする。

2) 運營業務

①利用時間

- ・宿舍施設及び半田山宿舍解体後に整備する職員用平面駐車場は、24 時間とする。
- ・事業者提案施設は、優先交渉権者又は優先交渉権者グループの提案による。

②利用期間

- ・通年

③土地・施設借料等

- ・宿舍施設に係る賃料・共益費・駐車場代等のうち、優先交渉権者又は優先交渉権者グループの収入対象は、別紙2の事業収支スキーム図による。
- ・事業者提案施設に係る優先交渉権者又は優先交渉権者グループの収入対象は、別紙2の事業収支スキーム図による。
- ・BOT 方式 (Build, Operate, Transfer) により実施する事業については、本学が使用するスペースの利用料を差し引いた土地借料等を本学に納入する。
- ・宿舍施設 (職員用) については、宿舍施設 (職員用) に係る固定資産税相当額を土地借料等として本学に納入する。
- ・宿舍施設 (留学生・研修医用) については、宿舍施設 (研修医用) に係る固定資産税相当額を施設借料等として本学に納入する。

④運營業務

- ・宿舍施設に係る運営トラブル対応等は、優先交渉権者又は優先交渉権者グループが実施するものとし、詳細は【附属資料1】要求水準書による。
- ・事業者提案施設及び付属施設に係る運営トラブル対応等は、優先交渉権者又は優先交渉権者グループが実施するものとし、詳細は【附属資料2】要求水準書による。
- ・半田山宿舍解体後に整備する職員用平面駐車場の運営トラブル対応等は、優先交渉権者又は優先交渉権者グループが実施するものとし、詳細は【附属資料2】要求水準書による。

3) 施設利用対象者等

①提案施設 (解体・撤去を除く) 利用対象者

- ・宿舍施設 (職員用) の利用対象者は、本学職員等とする。ただし、本学が許可した研修医及び他大学の職員を入居させる場合がある。
- ・宿舍施設 (留学生・研修医用) の利用対象者は、本学留学生及び外国人研究者並びに本学が許可した研修医とする。
- ・事業者提案施設及び付属施設の利用対象者は、本学職員等、外来患者、付き添い者、お見舞い者、各種サービス業者等である。
- ・半田山宿舍解体後に整備する職員用平面駐車場の利用対象者は、本学職員等とする。

2. 提案応募者の備えるべき参加資格

2-1. 提案応募者の備えるべき参加資格

1) 提案応募者の構成等

提案応募者の構成等については、次のとおりとする。

- ①提案応募者は、単独企業 (以下「応募企業」という。) 又は複数の企業で構成されるグループ (以下「応募グループ」という。) とする。なお、応募グループを構成する企業 (以下

「応募グループの構成企業」という。)の中から応募手続きを代表して行う対応窓口となる企業(以下「代表企業」という。)を定めるものとする。

- ②提案応募者は、応募企業又は応募グループの構成企業のそれぞれが本事業の遂行上果たす役割を競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料(以下「競争参加資格確認申請書等」という。)の提出時において明らかにすること。
- ③応募グループの構成企業の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本学と協議することとし、協議の結果、本学が妥当と認めた場合には、代表企業以外の応募グループの構成企業を、参加資格の確認を受けた上で提案書類の提出期限までに変更及び追加することができる。
- ④応募企業、応募グループの構成企業は、他の応募企業又は応募グループの構成企業になることはできない。

2) 応募企業、応募グループの構成企業の参加要件

応募企業、応募グループの構成企業は、以下の要件を満たすこと。

- ①国立大学法人浜松医科大学契約事務規程第2条及び第3条(平成16年4月1日)に規定される次の事項に該当しない者であること。
 - ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないもの。
 - イ 以下の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができる。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
 - (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - (6) この項(この号を除く。)の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- ②会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)により、なお従前の例によることとされる会社の整理に関する事件に係る同法による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項の規定による会社の整理開始の申立てがなされていない者、整理開始を命ぜられていない者、若しくは破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者、又はこれらの手続開始の決定がなされた後に文部科学省の審査を受けた一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。
- ③競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から選定事業者の選定が終了するまでの期間に、文部科学省又は本学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」(平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知)に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ④審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において次の関連がある者でないこと。
 - ア 資本関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - a 親会社と子会社の関係にある場合
 - b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - イ 人的関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、下記aについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - ウ その他適正さが阻害されると認められる場合
- その他上記ア又はイと同視しうる資本関係若しくは人的関係があると認められる場合

- ⑤最近1年間の国税（法人税、消費税）を滞納していない者。
- ⑥警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3) 応募企業、応募グループの構成企業の資格等要件

応募企業、応募グループの構成企業で、設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務に当たる者は、それぞれ以下の要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができるものとする。ただし、建設と工事監理については、これを兼務することはできないものとする。

①設計に当たる者は以下の要件を満たすこと。

- ア 文部科学省において平成 29・30 年度設計・コンサルティング業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- イ 経営状況が健全であること。
- ウ 不正又は不誠実な行為がないこと。
- エ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- オ 平成 15 年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、鉄骨造、鉄筋コンクリート造（壁式含む）、鉄骨鉄筋コンクリート造で病院、宿舍・研修施設又は校舎・研究施設における延べ床面積 1,500 m²以上の新営設計業務に従事し、完了した実績を 1 件以上有する統括技術者及び主任技術者を専任で配置できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。
- カ 設計業務を複数の者で実施する場合には、その全ての者が、ア、イ、ウ及びエの要件を満たすこととし、オの要件は少なくとも 1 者が満たすこと。

②工事監理に当たる者（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 5 条の 6 第 4 項の規定に基づき設置するものとする。）は次の要件を満たすこと。

- ア 文部科学省において平成 29・30 年度設計・コンサルティング業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- イ 経営状況が健全であること。
- ウ 不正又は不誠実な行為がないこと。
- エ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- オ 平成 15 年度以降に、担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、鉄骨造、鉄筋コンクリート造（壁式含む）又は鉄骨鉄筋コンクリート造で病院、宿舍・研修施設又は校舎・研究施設における延べ床面積 1,500 m²以上の新営工事の工事監理業務に従事し、完了した実績を 1 件以上有する者を専任で配置できること。

③建設に当たる者は次の要件を満たすこと。

- ア 文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格を有し、各担当工事において「一般競争参加者の資格」（平成 13 年 1 月 6 日文部科学大臣決定）第 1 章第 4 条で定めるところにより算定した平成 29・30 年度の点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記 2 の点数）により、建築一式工事 A 又は B 等級の認定を受けていること。
- イ 提案内容に対応する建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）の許可業種につき許可を有しての営業年数が 5 年以上ある者であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が 5 年未満であっても同等として取扱うことができるものとする。
- ウ 建築一式工事に当たる者は、平成 15 年度以降に受注者として、鉄骨造、鉄筋コンクリート造（壁式含む）又は鉄骨鉄筋コンクリート造で病院、宿舍・研修施設又は校舎・

研究施設における延べ床面積 1,500 m²以上の新営工事を行った実績を 1 件以上有すること。

工 複数の要件を満たす者は当該複数の工事を実施することができるものとし、また、同一工事を複数の者で実施する場合にはその全ての者がア及びイの要件を満たすこととし、ウの要件は少なくとも 1 者が満たすこととする。③建設に当たる者は以下の要件を満たすこと。

④維持管理・運營業務に当たる者は次の要件を満たすこと。

ア 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において平成 29・30 年度に東海・北陸地域の「役務の提供等」の A 等級に格付けされている者であること。

イ 平成 15 年度以降に受注者として、1,500 m²以上のマンション及び 50 台以上の平面駐車場に係る維持管理・運營業務を行った実績を有すること。

ウ 維持管理業務を複数の者で実施する場合には、その全ての者が、アの要件を満たすこととし、イの要件は少なくとも 1 者が満たすこととする。

2-2. 評価事項に掲げる基準

【附属資料 3】事業者特定基準による。

3. 応募に際しての留意事項

3-1. 前提条件

本事業は用途地域による建築物の面積制限により、浜松市との協議・許可を要し、募集要項等の公告時（2019 年 2 月 5 日（火））には、許可を得られていない。許可の可否は 2019 年に実施予定の浜松市における建築審査会によって決定するものであり、事業者選定後に優先交渉権者が主導的に行うこととし、本要項の内容は全て、浜松市の許可を得た場合を前提とするものである。なお、許可が得られないことにより、本事業が中止になった場合、応募に要した費用等について本学は一切の責を負わないものとする。

3-2. 募集要項等の承諾

提案応募者は、競争参加資格確認申請書等の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとする。

3-3. 費用負担

提案応募に関して必要な費用は、すべて提案応募者の負担とする。

3-4. 提出書類の取扱い

1) 著作権

提案応募者から提出された提案書等の著作権は、提案応募者に帰属する。ただし、本学は本事業の範囲で公表し、又は閲覧に供するとき、その他本学が必要と認める場合には、優先交渉権者の提案書類の全部又は一部を無償で使用できる。また、優先交渉権者以外の提案応募者の提案書等については、本事業に関する公表を目的として、提案書等の一部を無断で使用することができる。

2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理、運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った提案応募者が負う。

3) 提出書類の返却

提案応募者から提出を受けた提出書類は返却しない。

3-5. 本学からの提示資料の取扱い

本学が提供する資料は、本事業応募に係る提案検討以外の目的で使用することはできない。

3-6. 提案応募者の複数提案の禁止

提案応募者は、1 つの提案しか行うことができない。

3-7. 提出書類の変更等の禁止

提案応募者は、提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出をすることができない。ただし、誤字等の軽微な修正はこの限りではない。

3-8. 使用言語及び通貨

提案応募に関して使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

4. 応募書類の交付・提出期限、提出場所及び方法等

4-1. 交付日時

2019年2月5日(火)

4-2. 交付場所及び問い合わせ先

〒431-3192 静岡県浜松市東区半田山一丁目20番1号

国立大学法人浜松医科大学 施設課企画係

TEL: 053-435-2138

FAX: 053-435-2196

Email: gsk2138@hama-med.ac.jp

4-3. 提出期限

2019年3月15日(金) 17時00分

4-4. 提出場所

前記4-2. に同じ

4-5. 提出方法

持参、郵送又は宅配とする。郵送等の場合は、2019年3月13日(水) 17時00分(必着)とし、「書留等」の配達記録の残る方法により、封筒の表に「浜松医科大学宿舍施設及び事業者提案施設整備等事業応募書類在中」と朱書きすること。

4-6. 提案応募辞退の場合の届

提案応募書類提出後、提案応募者が応募を辞退する場合は、参加辞退届(様式集参照)を提出すること。

4-7. 選定のスケジュール

選定にあたっての手順及びスケジュールを下記に示す。

2019年2月5日(火) 公募公告、募集要項等の公表

2019年2月5日(火)～2月12日(火) 募集要項等に関する質疑受付期間

2019年2月22日(金) 質疑回答の公表

2019年2月25日(月)～3月4日(月) 参加表明期間(競争参加資格確認申請書等提出)

2019年3月5日(火)～3月15日(金) 提案書等の受付期間

2019年3月18日(月)～3月20日(水) 提出書類に関するヒアリング

2019年3月22日(金) 優先交渉権者の決定

2019年3月下旬～4月上旬 基本協定書・事業契約締結

5. 提案応募書類

5-1. 提案募集書類の提出

提案応募する場合は、別に定める様式により、下記の書類を提出すること。

①募集要項等への質疑に関する提出書類

様式1 質疑書 (質疑が無い場合も提出する) . . . 正本1部, 電子メール

②競争参加資格確認申請書等に関する提出書類

様式2 応募企業又は応募グループの構成企業一覧表 . . . 正本1部, 副本3部

様式3 委任状 (必要に応じて提出する) . . . 正本1部, 副本3部

様式4 競争参加資格確認申請書等 . . . 正本1部, 副本3部

- ③参加辞退に関する提出書類
 - 様式 5 参加辞退届（提案応募を辞退する場合に提出する）・・・正本 1 部, 副本 3 部
- ④提案書類等に関する提出書類
 - 様式 6 提案書提出届・・・正本 1 部, 副本 12 部
 - 様式 7 施設借料等提案書・・・正本 1 部, 副本 12 部
 - 様式 8 家賃等提案書・・・正本 1 部, 副本 12 部
- ⑤事業計画に係る提案書
 - 様式 9 事業スケジュール・・・正本 1 部, 副本 12 部
 - 様式 10 リスク対応に関する提案・・・正本 1 部, 副本 12 部
- ⑥施設整備計画に係る提案書
 - 様式 11 施設計画に関する提案・・・正本 1 部, 副本 12 部
 - 様式 12 経済性に関する提案・・・正本 1 部, 副本 12 部
 - 様式 13 その他施設整備計画に関する提案・・・正本 1 部, 副本 12 部
- ⑦施設整備計画に係る提案書（図面）
 - 様式 14 施設計画概要・・・正本 1 部, 副本 12 部
 - 様式 15 施設計画図面・・・正本 1 部, 副本 12 部
- ⑧維持管理計画に係る提案書
 - 様式 16 保守管理業務（建築・設備・外構）に関する提案・・・正本 1 部, 副本 12 部
 - 様式 17 長期修繕計画に関する提案（防水, 外壁, 設備, ライン引き等）
・・・正本 1 部, 副本 12 部
- ⑨運営計画に係る提案書
 - 様式 18 利用者対応・駐車整理に関する提案・・・正本 1 部, 副本 12 部
 - 様式 19 安全管理に関する提案・・・正本 1 部, 副本 12 部
 - 様式 20 その他運営計画に関する提案・・・正本 1 部, 副本 12 部

6. 募集要項に対する問い合わせ方法等

6-1. 問い合わせについて

- 1) 募集要項に対する質疑がある場合は、【様式 1】質疑書により提出すること。

6-2. 質疑書の提出期限, 場所及び方法

- 1) 提出期限 2019 年 2 月 12 日（火）17 時 00 分
- 2) 提出場所 前記 4-2. に同じ
- 3) 提出方法 提出期限までに電子メール及び郵送, 宅配又は持参で提出すること。郵送等については、「書留等」の配達記録が残る方法による。

6-3. 前記 6-2. 質疑書に対する回答日時及び方法

- 1) 回答日時 2019 年 2 月 22 日（金）10 時 00 分
- 2) 回答方法 質疑回答書による。

6-4. 前記 6-3. ②の質疑回答書の閲覧期間及び場所

- 1) 閲覧期間 前記 6-3. ①の回答日時から 2019 年 3 月 14 日（木）まで。
- 2) 閲覧場所 前記 4-2. に同じ。

7. 優先交渉権者の特定・通知等

7-1. 優先交渉権者の特定

- 1) 提案者が, 前記 2-1. に掲げる資格を満たしているか否かの確認を前記 4-3. の提出期限の日を基準日として行う。
- 2) 前記 2-1. に掲げる資格を満たしている提案者の提案書の中から, 前記 2-2. の評価事項に掲げる基準に基づき総合的に評価して優先交渉権者を特定する。
- 3) 前記 2) の特定の結果は, 2019 年 3 月 26 日（火）までに書面により通知する。

7-2. 非特定理由に対する質疑書の提出期限、場所及び方法等

- 1) 優先交渉権者の特定がされなかった応募企業、応募グループは、書面（様式は任意）によりその理由について説明を求めることができる。
- 2) 質疑書の提出期限、場所及び方法
 - ①提出期限 2019年3月29日（金）17時00分
 - ②提出場所 前記4-2. に同じ
 - ③提出方法 持参又は郵送（書留又は配達証明に限る。）すること。ただし、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。なお、電子メールやファクシミリによるものは受付けない。
- 3) 前記2) の質疑書に対する回答期限及び方法
 - ①回答期限 前記2) ①の提出期限の日から起算して10日以内に回答する。
 - ②回答方法 質疑回答書による。

8. 事業契約に関する事項

8-1. 事業契約の締結

本学は、本事業に関し、本学が優先交渉権者又は優先交渉権者グループに委託するすべての業務の内容、要求水準等に関する事項等を明確にするとともに、本学と優先交渉権者又は優先交渉権者グループの権利義務を包括的に規定することを目的とした事業契約に関する協議を行う。なお、契約締結にあたっては、次の点に留意すること。

- 1) 事業契約書において、優先交渉権者又は優先交渉権者グループが遂行すべき設計業務、工事監理業務、建設業務、維持管理業務及び運営業務に関する業務内容等を定める。
- 2) 提案書類等に示された優先交渉権者又は優先交渉権者グループの事業計画等について、本学から変更を要望することができるものとし、優先交渉権者又は優先交渉権者グループがその変更については、本学と協議及び検討を行うこととする。
- 3) 事業契約締結にかかる優先交渉権者又は優先交渉権者グループ側の弁護士費用、印紙代等は、優先交渉権者又は優先交渉権者グループの負担とする。
- 4) 優先交渉権者又は優先交渉権者グループが事業契約を締結しない場合、本学は、民間資金等の活用による整備事業審査専門委員会で選定された次点交渉権者と協議を行うこととする。なお、本学から、優先交渉権者又は優先交渉権者グループに対し違約金として施設整備費相当額100分の5に相当する金額を請求することができる。

8-2. 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、優先交渉権者又は優先交渉権者グループは施設整備業務の履行を確保するため、優先交渉権者又は優先交渉権者グループを被保険者とする次の項目の履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を本学の契約担当者へ提出すること。また、優先交渉権者又は優先交渉権者グループを被保険者とする履行保証保険契約が建設に当たる者によって締結される場合は、その保険金請求権に、事業契約に定める違約金支払債務及び損害賠償債務を被担保債務とする質権を本学のために設定するものとする。

- ① 保険金額
 - ・業務費用に相当する金額（施設整備費割賦金、宿舍施設維持管理・運営業務、事業者提案施設及び附属施設維持管理・運営業務、平面駐車場維持管理・運営業務の1年間にかかる金額）の10分の1以上
- ②付保期間
 - ・事業契約締結から事業終了までの期間
- ③保険証券の本学の契約担当者への提出期限
 - ・施設整備業務の期間のうち、建設業務に着手するまで

8-3. 事業契約事業者の権利義務の譲渡等に関する制限

本学による事前の承諾がある場合を除き、事業契約事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

8-4. 本学と実施事業者の責任分担

1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、本学と事業契約事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものとする。本事業に関する設計、建設、維持管理及び運営業務の責任は、事業契約事業者が担う業務の範囲において、原則として事業契約事業者が負うものとする。ただし、本学が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本学が責任を負うこととする。

2) 予想されるリスクと責任分担

本学と事業契約事業者の責任分担は、【別紙1】リスク分担表及び【附属資料5・6】個別事業契約書（案）によることとし、提案応募者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。リスク分担の程度やその具体的内容について、個別事業契約書（案）に示されていない場合は、双方の協議により定めるものとする。

8-5. 事業契約事業者が付保すべき保険

事業契約事業者（事業契約事業者と業務委託契約を締結するグループ企業等を含む）は、前記8-2. で定める履行保証保険契約の他に、次の保険に加入すること。その他、リスク対応のために必要である場合は、提案により加入するものとする。

1) 建設期間（工事着工から引渡予定日）

- ① 建設工事保険
- ② 第三者賠償責任保険

2) 維持管理、運営期間

- ① 施設管理者賠償責任保険
- ② 自動車管理者賠償責任保険（宿舍施設を除く）

8-6. その他の支援に関する事項

- 1) 事業実施に必要な許認可等に関し、本学は必要に応じて協力を行う。
- 2) 法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、本学と実施事業者で協議を行う。

9. その他

- 1) 提案書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2) 提案応募者から必要最小限の範囲内で資料を徴取することができる。
- 3) 提案書の作成及び提出並びにヒアリング等及び提案書の特定をするため要求する資料に要する費用は、提案応募者の負担とする。
- 4) 提案書は、原則として返却しない。
- 5) 提案書は、本手続以外の目的として無断で使用しない。ただし、提案書の公正性、透明性及び客観性を確保するため必要があるときは、公表することがある。
- 6) 提案書は、特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- 7) 提案書には、担当予定者を記載すること。なお、記載された担当予定者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由があると認められた場合を除き変更することはできない。ただし、当該担当予定者の変更を認められた場合を除き、当該担当予定者を配置できない場合は、提案書の選定についてはこれを取り消す。
- 8) 提案書の作成のために本学より受領した資料は、本学の了解なく公表又は他の目的のために使用することはできない。